

「民事法律扶助制度」をご存じですか？

借金の返済に困っている、誠意のみられない相手を訴えたい...
でも 法律家の費用や裁判費用が、心配。
そんなとき、「民事法律扶助」があります！

「民事法律扶助」とは、資力のとばしい方が法的トラブルにあったときに、日本司法支援センター（法テラス）が無料法律相談を行い、必要な場合、法律の専門家を紹介し、裁判費用や司法書士・弁護士の費用の立替えを行う制度です。
立替費用は、原則として毎月分割で返還することになりますが、事情により返還が困難な場合や、生活保護を受給している方の場合には、返還を猶予または免除されることがあります。）

民事法律扶助を利用するための要件

1 資力基準

賞与も含んだ月収（手取り）の目安は次のとおりです。

単身者	182,000円	(200,200円)以下
2人家族	251,000円	(276,100円)以下
3人家族	272,000円	(299,200円)以下
4人家族	299,000円	(328,900円)以下

()内は、札幌・江別の場合
これを上回る場合でも、家賃、住宅ローン、医療費、教育費等の出費があるときは一定額が考慮されます。法テラスに相談してみましょう。

2 勝訴の見込みがないとはいえないこと

自己破産の免責見込みがあるものも含まれます。

3 民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすためだけだったり、権利濫用的な訴訟などの場合は利用できません。

民事法律扶助を利用して破産申立てをしたいときは、どうしたらいい？
依頼する法律家も紹介してもらいたいときは、法テラスに問い合わせましょう。
依頼する法律家が決まっている場合は、その法律家を通じて法テラスに援助の申込みをすることになりますので、その法律家に、民事法律扶助を利用したい、と伝えましょう。

札幌司法書士会からの

お知らせ

【法律相談センター】

無料相談予約 011-272-9035

予約受付時間 月～金 9時～17時

面談による無料相談です（地域によってはテレビ電話による相談です）。

【労働問題相談センター】

無料相談予約 011-522-5576

予約受付時間 月～金 9時～17時

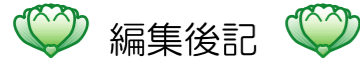
面談又は電話による相談です（初回無料）。

（株）武富士会社更生手続に関する相談電話窓口を開設します！！
011-522-5578

平成23年1月11日（火）から当面の間 平日午後12時より19時

お詫びと訂正

きりばたけ通信第2号の編集後記に、札幌司法書士会が成年後見制度に関する講座を開催しているとの記載がありました。同制度に関する講座は、当会が行っているものではなく、社団法人成年後見センター・リーガルサポートが行っているものでしたので、読者の皆様並びにリーガルサポートの関係者の方々にお詫びし、訂正いたします。



編集後記



きりばたけ通信年末特大号、いかがでしたか？

今年の三大ニュースを司法書士の視点で振り返ってみます。

まず、第一に、改正貸金業法の完全施行が挙げられます。上限金利の引下げや年収を基準とした借入総額の規制

困ったときにはまずご相談を！

「きりばたけ通信」をご覧になっていただいている皆さんには、発行回数が進むにつれて司法書士がどのような業務を行っているのか、徐々に知っていただけていることと思いますが、司法書士業務の範囲は多岐にわたり、今まで「きりばたけ通信」で取り上げたもの他にも様々な業務を行っております。

しかしながら、司法書士の業務や名称はまだまだ周知されておらず、一般の方が何か相談したくても、なかなか窓口の一つとして認識していただけないのが実状です。また、費用面の不安をもっておられる方も多く、この点もまた、司法サービスへのアクセスを妨げる一要因となっているようです。相談をすれば解決の道が開けるのに、司法サービスへのアクセスが分からず、思い詰めてしまうようなことは1人でも減らしていかなければならないと思っています。

「きりばたけ通信」の創刊号でご案内したとおり、札幌司法書士会が、札幌・小樽・岩見沢・滝川・苫小牧・室蘭・浦河・夕張の各地区に設置している法律相談センターでは、相談料は無料（完全予約制）です！相談内容が司法書士の業務範囲なのか判断できない場合でも、まず一度ご連絡いただければ、業務範囲内のご相談に応じることはもちろんのこと、他機関へのアクセスを要する場合には、しかるべき機関の連絡先等をご案内し、市民の法的問題解決のために適正な対応を行っております。

困った時の相談窓口として、ぜひご活用下さい

などにより、多くの利用者に混乱が生じることが懸念されておりましたが、現段階では大きな混乱はないようです。今回の改正は、多重債務に陥ってしまうことを未然に防ぐため、また、既に多重債務に陥ってしまっている方の被害を広げないための、歴史的な改正です。生活を破綻させないため、または生活を再建させるため、司法書士は皆様のご相談に応じます。（きりばたけ通信創刊号関係）

第二に、株式会社武富士の破綻が挙げられます。本号において、過払い金の仕組みを取り上げましたが、この、過払い金の返還請求の増加が原因と言われております。同社と現在取引のある方は、法律上正しい金利で再計算され、その計算結果に基づいた支払いをしていくこととなります。過払い金が発生している方については、計算書と、「更生債権届出書」が送られてきますので、平成23年2月28日までに、その「更生債権届出書」を提出しなければ過払い金の請求権が無くなってしまいます。また、既に完済している方に関しては、この届出書が送られてこない場合があるので直ちに同社に連絡し、取り寄せる必要があります。司法書士は、武富士破綻に伴うご相談に応じます。（きりばたけ通信第3号関係）

第三に、最低賃金の引き上げです。最低賃金は毎年のように改訂され、引き上げられていることには注目すべきでしょう。そして、現在の最低賃金で働いた場合、生活が成り立つのかという視点が必要です。世帯を支える方が最低賃金での労働を余儀なくされている現状があります。他にも労働に関する問題は、皆様の生活を支える根幹をなす問題です。札幌司法書士会では、11月23日より「労働問題相談センター」を新たに設置しました。皆様の労働環境を守るため、司法書士は相談に応じます。（同第3号関係）今後も、皆様のニーズに合った情報発信と活動を中心けてまいりますので、どうぞよろしくご厚意申し上げます。（お問い合わせは、011-281-3505まで）

年末特大号

4号

平成22年12月号（隔月発行）

札幌司法書士会 会長 林 和宏 編集担当責任者 岡田 誠司 <http://www.sihosyosi.or.jp/>
〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話011-281-3505 FAX011-261-0115



もうすぐお正月！！

～誰もが安心して年を越すために～



景気の低迷が続く中、各地で「今日明日の食べるお金もない」という人が増えています。年末年始は、仕事も減り、役所も閉まり、世間の「ハレ」の空気の中、より一層生活の厳しさを痛感する時期でもあります。「あったかい部屋で」「テレビでも見ながら」「お餅が食べられる」。誰もがそんな「あたい前」の年越しができるよう、今回は、生活に困ったときの支援制度をご紹介します。

生活保護制度とは...

わたしたちは皆、いつ突然の病気やケガ、リストラなどで生活に困るようになるかわかりません。生活保護とは、国が最低限度の生活を保障し、自分で自分の生活を支えられるよう援助するための制度です。一定の条件のもとで誰でも受けることができます。

Q1 生活保護はどんな場合に利用できますか？

国が定める「最低生活費」以下の収入で、手持ち金や預貯金などもわずかで、生活に困っている状況であれば誰でも利用できます。最低生活費は、地域・年齢などにより細かく定められています。札幌市の場合、1人暮らしで10～1万、2人で15～16万、3人で19～2万程度（医療費・介護費を除く）がおおまかな目安となります（冬季は別途加算あり）。

Q2 働ける年齢で健康だと生活保護は利用できないのですか？

年齢制限はありません。18～6歳は働ける年齢とされていますが、仕事を探しているのに就職できない場合や、働いても収入が少ない場合は、生活保護を利用することができます。

Q3 家賃が高いと生活保護は利用できないのですか？

支給される家賃額に上限がありますが、利用できます。家賃の安い住居に転居すると言われることがありますが、その場合は転居に必要な敷金等も支給されます。

Q4 借金がありますが生活保護は利用できますか？

利用できます。ただし、保護費から借金を返済することは望ましくありませんので、法律家に相談して自己破産や借金の整理をしましょう。その費用を援助する制度（民事法律扶助制度 最終頁に解説）もあります。

Q5 自動車やバイクは持てないのですか？

自動車は保有も運転も原則として制限されますが、失業や病気による一時的な困窮で6月以内に就労により保護から脱却できる見込みがあり、かつ自動車の価値が低ければ、処分を保留してもらえる場合があります。

生活保護制度のほかにも...

- ・「住宅手当」...失業時に家賃分（上限あり）が支給される制度。原則6ヶ月間。
- ・「訓練・生活支援給付」...職業訓練を受けながら、生活費が支給される制度。
- ・「訓練・生活支援資金融資」臨時特例つなぎ資金貸付」（返済義務あり）

また、雇用促進住宅や公営住宅へ一時入居が可能な場合もあります。社会福祉事務所やハローワークに相談するか、厚生労働省のホームページ（http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/safety_net/phm/）で、該当する制度を探してみてください。

債務整理のしくみ

債務整理とは、借金の返済方法を変更したりあるいは免除したりする手続きの総称です。個人の債務整理には、任意整理、特定調停、個人民事再生、自己破産の4種類があり、それぞれメリット、デメリットがあります。

家計、自動車や不動産などの資産の有無、借り入れの理由、取引の内容や期間など、人それぞれの事情を考慮した上で、適切な手続きを選択します。

債務整理の進め方

1. 司法書士と面談し、司法書士が債権者に受任通知を送ります。
これによって債権者からの借金の取立て（訪問・電話・郵便による督促）は止まります。
2. 債務残高の調査
利息制限法で引き直し計算をし、借金の額を確定します。
3. 家計状況の見直しと財産の査定
家計簿を付けてもらい、返済をストップした状態での家計を把握する作業を行います。また、不動産、自動車、生命保険などの資産がある場合は、これらの資産を査定します。

ここまでは、上記4種類のすべての手続きに共通です。そして、依頼者の債務、家計、資産の状況を把握した上で、どの手続きが最適かを選択することとなります。

債務整理

任意整理

債権調査により確定した債務を3～5年で支払えるだけの収入があるときに可能な手続きです。司法書士が債務者の代理人となって、消費者金融やクレジット会社などと交渉し、債権調査により確定した借金を、月々の返済額や、返済期間などを新たに取決めして和解します。

他の手続きと異なり、裁判所が関与しないので、当事者間で合意が成立することが必要ですが、柔軟な返済計画を立てることが可能です。

特定調停

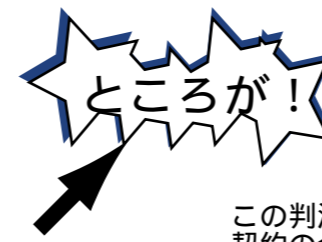
債権調査により確定した債務を3～5年で支払えるだけの収入があるときに可能な手続きです。任意整理との大きな違いは、簡易裁判所の指定する調停委員が債権者との話し合いを仲裁する点です。

個人民事再生

住宅ローンを除く債務が5000万円以下で、定期的な収入があるときに可能な手続きです。裁判所の関与のもと、住宅ローン以外の債務を減額（どのくらい減額されるかは、債務の額と保有している資産の額により決まります）し、減額された債務を原則3年間で返済します。

自己破産

返済に充てることのできる収入や資産のないときに可能な手続きです。裁判所が認めれば、税金等法律に定められた債務を除く一切の債務の支払を免除されます。



平成18年1月13日、「最高裁判所」でほとんどの業者はこのルールを守っていないという判決を出した！



この判決で今までの契約の全部、年18%を超える金利を否定されてしまった！大変だ！

でも、借主から言ってきたらいいが...

CMやってる一部上場の大企業も？今までの契約も全部？それはすごいことになるんじゃない？



そう！



詳しく！

平成18年1月13日判決

貸金業者との契約で、「借主が支払いを怠った場合は、分割支払いの権利を失い、一括請求を受ける」という約定がある以上、借主は「納得して支払った」とは言えないと判示。この約定はほとんど全ての契約書に記載されている

結局、ほとんどすべての貸金業者は過去に遡って年18%を超える金利はとってはいけなかったということになる。この年18%を超える金利部分については差額が戻ってくるわけじゃなくて、最初から計算をしない。これを「引き直し」という

利息 年28%の場合

	借りましたお金	返したお金	内利息分	残金
2005/1/15	500,000			
2005/2/15		20,000	11,890	491,890
2005/3/15		20,000	10,565	482,455
2005/4/15		20,000	11,473	473,928

利息 年18%の場合

	借りましたお金	返したお金	内利息分	残金
2005/1/15	500,000			
2005/2/15		20,000	7,643	487,643
2005/3/15		20,000	6,733	474,376
2005/4/15		20,000	7,252	461,628

同じに支払っていても、金利が違うと一番最初から数字が全然違ってくるね。

だから「引き直し」をしないと、本当の借金の額はわからない。残金が少なくなって、なくなってしまう人もいるんだ。これは現在、借主が申し出ないと、引き直しはしてくれない。



そうか、本当の残金はもうないのに、約束が有効だと思って支払いつづけてちゃうと「過払い」になるんだね！



利息制限法は貸付金額に応じて年15～20%の段階金利ですが、便宜上10万円を超え、100万円未満の年18%の金利で解説しています。出資法上限金利は段階的に引き下げられ、平成22年6月18日から年20%になりました。貸金業法も平成22年6月18日に改正され、その後は利息制限法を超える金利をとることが出来なくなりました。過払い金は時効によって請求権が消滅したり、貸金業者が会社を閉鎖して事実上返還請求できない場合があります。

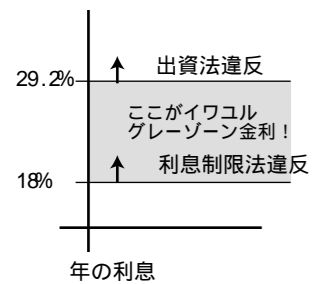
教えてきりちゃん！

「過払い金」の仕組み

過払い、って高い利息を払ったってことだけど、大きな会社に対しても、なんでそんなことが起こるの？



借金は、借りる側の立場が弱いから、様々な法律で規制をされているが、その法律が目的別に3つあったことがポイントになる



まあまあ 役割つてもあるんだよ



旧出資法 捕まえる！
暴利行為を防ぐため、年29.2%を超える金利で貸し付ける業者は逮捕して刑罰を与えるよ！

利息制限法 25%? 民事不介入...
金利年18%を超えて借金の約束をしても、年18%までしか金利は取れないよ。当事者同士のことを定めた法律

旧貸金業法
プロの貸金業者は、この法律のルールをしっかりと守って、借りる人も納得していたら、の例外として、年18%を超える金利をとってもいいよ。

貸金業者はこれを根拠に年18%を超える金利をとっていたんだ

年29.2%を超えたら逮捕されちゃうけど、それ以下の金利はOKってことか！



ずーっとずーっと昔からね...



コラム ～ 時間という財産 ～

Aさんに出会ったのは、数年前の冬、札幌司法書士会主催の「吹き出し法律相談会」でのことでした。生活保護は受けたくないが、病院にだけ行きたい。」と言うAさんは、今にも倒れそうです。

Aさんは、借金が原因で家庭が崩壊してからずっと路上生活をしていました。支援者に助けられ、過去に二度ほど生活保護を受けたことがあります。一度目は、住民票を移したとたん借金の取立てが来て失踪、二度目は、住民票を移せず職探し難航し、厳しい就労指導に半ばノローゼ状態となって、保護を辞退していたのです。その後、手配師に声をかけられれば働きましたが、ひどい労働条件の下、手元にお金が残ることはなく、心身ともに病んでいったのです。

じっくり話し合った結果、Aさんの様々な誤解も解け、師走の朝、Aさんと一緒に生活保護の申請に行きました。アパートを借りるための費用も保護費で出してもらい、Aさんは、無事、アパートで新年を迎えることができました。路上生活になってから、7～8年が経っていました。

その後、Aさんは、通院を開始、債務整理手続きもして、少しずつ落ち着きを取り戻していきました。介護の職業訓練を受けて資格を取得し、今では、介護の仕事で生活費の殆どを賄うまでになっています。

それでも、失われた時間は、戻ってはきません。Aさんの抱えている問題を、その時に解決できていれば...

人間らしい生活が保障され、より多くの人が様々な形で社会に参加でき、そして安心して再チャレンジできる、そんな社会であってほしいと思います。

札幌司法書士会では、年に2～3回、ホームレスの方を対象とした「吹き出し法律相談会」を開催し、生活保護、債務整理等に関する法律教室や、法律相談を行っています。また、このほかにも、借金、労働問題などの相談会も随時開催しています。